

徳島県企業管理規程第三号

川口ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年七月二日

徳島県企業局長 加 藤 弘 道

川口ダム操作規程の一部を改正する規程

川口ダム操作規程（昭和四十五年徳島県企業管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の（一）の徳島県知事の項中「河川整備部水防課」を「河川整備部河川課」に改める。

別表第二の細野の項中「阿南市瀬野町長58－1」を「阿南市瀬野町長58－6」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。